（様式２－３－２号）

申請に係る土地の代替性の検討について

　転用事業の候補地を検討した結果、次の土地では事業目的が達成できないため、①の土地により農地転用の許可を申請しました。

○検討結果

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 検討  番号 | 検討地（住所等） | 面積  (㎡) | 地目 | 自己  所有 | 農振農用地からの除外見込み | 基盤整備事業の実施 | 検討  結果 | 事業目的が達成  できない理由 |
| ① | 申請地 |  |  |  |  |  | ○ | － |
| ② |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④ |  |  |  | 【参考】農地法施行規則第33条  　第１号　都市等との地域間交流を図るために設置される施設  　第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設  　第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設  　第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の，日常生活上又は業務上必要な施設で，集落に接続して設置されるもの |  |  |  |  |
| ⑤ |  |  |  |  |  |  |  |  |

* 農地法施行規則第33条（地域の農業の振興に資する施設）各号による不許可の例外及び法第４条第６項

第２号又は農地法第５条第２項第２号（第２種農地）の場合に、転用申請に添付するものとする。

* 住宅地図等の図面を添付し、検討番号を記載すること。
* 「検討地」欄は、「別図」の記載でも可
* ４条転用の場合は、申請者が権利を有する土地を中心に代替性の検討をすること。

【参考】農地法施行規則第33条

　第１号　都市等との地域間交流を図るために設置される施設

　第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

　第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

　第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の，日常生活上又は業務上必要な施設で，集落に接続して設置されるもの

【参考】農地法施行規則第33条

　第１号　都市等との地域間交流を図るために設置される施設

　第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

　第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

　第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の，日常生活上又は業務上必要な施設で，集落に接続して設置されるもの

【参考】農地法施行規則第33条

　第１号　都市等との地域間交流を図るために設置される施設

　第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

　第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

　第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の，日常生活上又は業務上必要な施設で，集落に接続して設置されるもの